

羽津山町自主防災隊会則

第1条 本会は、羽津山町自治会組織の「自主防災隊」と称し、事務所を隊長宅におく。 総括は、自治会長宅

第2条 本会隊員組織は、羽津山町に居住する男子又自治会より任命された者で組織される。

第3条 本会は、羽津山町内における防災活動を、主目的とする。 また、活動を通して、町民、隊員相互の親睦強化を目的とする。

第4条 本会の目的達成の為の事業

- 1、 市消防署及び羽津地区消防団との関係。
- 2、 年始、出初式参加。
- 3、 防災訓練参加。 9月防災の日
- 4、 町内防災訓練。 自治会行事の中で
- 5、 その他防災上必要な事柄。

第5条 本会に次の役員をおく

- 1、 顧問 自治会長 副会長
- 2、 隊長 副隊長 隊員

第6条 役員選出

- 1、 隊長・副隊長・の選出は、隊員の中より候補者を選定し互選により決定する。
- 2、 上記、選出された役員名は、自治会長へ報告、承認を受ける。
- 3、 役員の任期は、2年とするが、再任を妨げない。

第7条 役員任務

- 1、 自治会長は、本会を統括する。
- 2、 隊長は、自治会長より委任を受け本会を統括する。
- 3、 副隊長は、隊長を補佐する。隊長事故ある時は、隊長任務を代理する。
- 4、 隊員は、隊の活動に参画する。

第8条 会議

- 1、 総会
- 2、 役員会
- 3、 自治会会議

第9条 本会の経費

- 1、 羽津山町自治会の補助金により充てる。
- 2、 会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

第10条 備品

- | | | |
|--------|-----|----------|
| 1、 消火器 | 帽子 | ヘルメット |
| 長靴 | ベルト | 制服 (夏/冬) |

**第11条 本会則は、平成4年9月1日より
実施**

- 1、 会則改定は、総会に計り役員の過半数をもつてすることが出来る。
- 2、 H・10 2条改定 25才~40才を25才~43才とする。
- 3、 H・12 2条改定 上限43才の年齢枠を外す。